

平成29年1月16日  
建設局

## 平成28年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成10年12月に設置されました。本年度は、平成28年12月12日までに、再評価の対象となった5事業と事後評価の対象となった3事業について、3回の審議を行い、再評価の対象事業については現地視察を行ってきました。

平成29年1月16日に、委員会としての意見が「平成28年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成28年度 京都市公共事業評価委員会 審議結果

(1) 再評価対象事業

番号	種別	事業名	該当条件	対応方針
1	街路事業	I・Ⅲ・25鴨川東岸線 (第二工区)	③	事業継続は妥当である。
2	道路事業	一般国道162号 (栗尾バイパス)	③	事業継続は妥当である。
3	道路事業	京都広河原美山線 (二ノ瀬バイパス)	②	事業継続は妥当である。
4	河川事業	七瀬川	③	事業継続は妥当である。
5	住宅地区改良事業	三条鴨東地区	③	事業継続は妥当である。

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

(2) 事後評価対象事業

番号	種別	事業名	該当条件	対応方針
1	道路事業	宝が池通	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。
2	街路事業	竹田街道	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。
3	下水道事業	北部地域特定環境 保全公共下水道事業	①	今後の事後評価、改善措置とも不要である。

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては、事業完了後7年以内）の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業